

認証基準(10基準)の制定について

薬事法第23条の2第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器(平成17年厚生労働省告示第112号)の別表	適合性チェックリスト
373	発作時心臓活動記録装置
374	脳波計
375	分娩監視装置等
376	経皮血中ガス分析装置・パルスオキシメータ組合せ生体現象監視用機器等
377	耳管機能検査装置
378	分割型レジン臼歯
379	歯冠用熱可塑性レジン
380	歯科インプラント用上部構造材
381	歯科動揺歯固定用接着材料
382	歯科用レジン系印象材